

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第8回郷土沢川部会議事録

開催日時 平成14年7月29日(月)午前10時30分から午前11時55分まで
開催場所 豊丘村保健センター(下伊那郡豊丘村)
出席委員 竹内部会長以下13名(植木委員、川野委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第8回郷土沢川部会を開催いたします。開会にあたりまして、竹内部会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

竹内部会長

皆さんおはようございます。本当にお暑い中、またお忙しいところ第8回の郷土沢川部会ということで皆さん方にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

前は「水質・水源対策の検証」について勢力的なご審議をいただき、利水対策案として、郷土沢ダムからの取水、虻川の表流水からの取水、そして地下水の活用は将来展望した新たな取水を含め、論点を整理することができました。なお本日お手元に配布してあります通知の通り、7月25日開催された検討委員会において、新知事が決まるまでの間、検討委員会及び部会の審議は休止することに相成りました。これに伴い本日は報告のみとさせていただきたいということでございます。よって8月に4回予定されておりました部会については、延期をすることになります。これにつきましては後ほど経過説明をいただきますけれど、皆さんからもご意見を賜りたいというふうに思います。

さて、委員の皆さんご存じの通り知事選の日程が8月15日告示、9月1日投票と決まりました。告示前ですが、事前運動の問題等もありまして、部会の特別委員の方は地方公民法による特別職の公務員にあたり、特別職の公務としての地位を利用して選挙運動をすることは禁止されております。詳細につきましては後ほど事務局から説明がございませうけれども、それぞれご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますけどご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。

本日の出席委員は15名中13名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。

それでは議事に入ってください。前に資料の確認をお願いしたいと思いますが、議事次第、資料1番かんがい用水への補給について。資料2番現地調査の結果。資料3番金原ダムからの取水計画、それとあと金原ダムのパンフレットということでございます。確認をお願いしたいと思います。

それでは部会長さん、議事進行の方お願いしたいと思います。

竹内部会長

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員を指名いたします。松岡委員と池野隆彦委員をお願いいたします。

それでは検討委員会及び部会の新知事の決まるまでの休止の経過説明について幹事の方からお願いいたします。

田中治水・利水検討室長

それでは検討室の方から休止の経過ということで、皆さんのお手元にお配りしてあるかと思えます通知ということでさしあげてございますけれども、そこで当日7月25日の検討委員会のやりとりの要旨になります。一字一句ということではないんですけども要旨について、資料としてお付けしてありますので、これを中心にしてどういう経過で9月の選挙までしばらく休止になったかということについてご説明いたします。本日は両松島委員さんお見えですので、また補足的にお願いできればと思います。

まず、お手元の資料の1ページ目から数枚ついてございますけれど、当日10時から5時半ころまでということで行われました。それで、部会に関係するところの抜粋ですので、まず高橋委員からということは何枚ありますが、その中で大きくはここにありますように高橋委員の方からこれからの部会の進め方ということでお話がありました。それでその中で特に利水に関しては浅川・砥川以外についても県の支援を適用してもらえないと、部会を運営していけないと、幹事の意見を聞きたいという意見が出されまして、その中で質疑がありました。1ページ目の中程くらい、ちょっと飛び飛びにお話しますが、高橋政策室室長、他の河川については今答えられない、現状ではかなり政治的な判断が含まれる問題である。新しい知事も決まってないと。要は二つの答申は浅川と砥川についての利水対策の県の回答だということです。それでこれに対して高橋委員、無責任の話だと県の利水に対する基本的な考えがあって、それを基に検討していくことではなければ部会の審議が進まないというような発言がありました。できればやりとりある中で2枚目をお願いしたいと思います。2ページ目ですが、再度質問をしたいということの中で再度の質問の内容をお願いしたいと、上から3行目に高橋政策秘書室長とあります。それに対して高橋委員の方から真ん中へんですが、枠組みの説明の中でこれはあくまで浅川・砥川に関してのみと先程言われたが、今後はこれが基本となっていくと思う。まずそれが第一点。ここでいう枠組みというのは浅川・砥川に関する検討委員会の答申を受けて県がこれからどのように対応していくかということで県議会等通じて枠組みという形で発表したものです。ご存じかと思いますが、全体の内の概ね8割については河川改修で、その他の2割については流域の対策等やっていくという、これが枠組みの内容なんです。これに対して質問の中でこういったことが出されました。それで部会の在り方で大事なことは、県の利水の考え方であると。浅川・砥川と同様に前向きに取り組んでいただけるのかという再度の質問がございました。それで2ページの中程からちょっと下あたり、政策秘書室長の方でこの骨組みは委員会の答申を最大限尊重して作成したものであり、浅川・砥川に限ったものである。次に利水に関しての県の方針が同様の方針でいく

と思われる。ただし今回の利水についての県の関与は前知事が決定したものだということの中で、こういう回答がありました。それでいろいろやりとりありまして、あと2ページの下の方になりますが、松島(貞)委員さん、今日お見えですけれども、県にはいくつもの委員会があるがこの委員会は脱ダム宣言を元に県議会が作った条例であると。その一方の知事のいない中、審議を続けること自体に疑問があるということ。こういったご発言がございました。それから3ページ目をお願いしたいと思います。いろいろ質疑がある中で、松島(貞)委員さんの方から、3番目ですか、失職というのはそれなりに大きい意味を持つことだと思う。片方がいないときに続けるということに疑問があると。で瞬時に継続するか否か判断してもらうべきだというご発言がございました。それからその次に風間委員という、ごさいますけれども、ここで前向きな意見が政策室室長から出ないのであれば新知事の判断を待つて動かないと良い代替案ができないということではないかと。その意味ではこの意見に賛成するというご発言がございました。いろいろやりとりある中で、さらに下から2番目、高田委員さんからは、高橋委員の言うことはよくわかるという黒沢川部会は利水にウェイトがある。高橋委員さんは黒沢川部会の部会長やっておられるということでこういったご発言がございました。それから4ページお願いしたいと思います。一番上に松島(貞)委員さん、今回の枠組みの話しを聞く限り、前知事が発表したもの、行政の長によって変わる可能性がある。知事が誰になろうとやりますというようにとれない。こういう事態では中断した方がいいというご意見です。それからしばらく下がっていきまして、大熊委員さん、下から3番目。部会でも知事選挙の問題があり、どう発言したらよいか困るので、凍結してもよいのではないかとご発言がありました。さらに5ページ目、4番目です。浜委員さん。上川部会の部会長を務めておられます。7月の近いうちは部会で行って、9月1日まで凍結すると。上川は開発会社に報告が必要と。高橋委員の意見は基本的なもの、幹事長として良いのか確認をと。上川としては9月1日まで詰める所は詰めておきたいという意見がございました。それからいろいろやりとりあって、ちょっと飛ばしてわかりづらい部分もあるかと思えますけど恐縮ですが、最後の6ページお願いしたいと思います。宮澤委員さん、高橋委員の意見は部会案をまとめる責任者の意見として当然であるし、幹事長からの意見、回答はそれ以上出ないと。9月1日まで凍結するしかない。そういった中で最終的にはそれぞれの部会については、しばらく休止といえますか、中止する中で9月1日の選挙を待つて再開すると。経過的には以上でございます。

竹内部会長

ありがとうございました。なお、部会長である私当日どうしてもものっぴりならなくて、いろいろ状況ありまして欠席せざる得ませんでした。その間いずれにしましても、これまでの部会における論議を踏まえましてそれぞれ検討委員会に皆さん方から出された要望事項について、委員会の方へは申し上げました。一つとしては、部会のいわゆる、部会の論議を尊重していただきたいと、これはいままで出された課題でございます。それから今後の部会の在り方について続けていくのかどうかということ、論議の中で正式に委員会としての判断を見たいというご意見ありましたので、その点についても委員会の方に申し上げました。まさかこういう事態になると思わなかった訳ですが、ただ個人的な話しかもしれませんが、私としては今まで利水の話しにつきなしては、例えば豊丘村の財政に関わる問題等については例えば調査をするとかそういうことについ

ては当委員会としては言ってみれば最終的にその方向の中での財政問題、ワーキングに絡む問題でありまして、部会としてどういう方向を出していくのかということは最終的には論議しなければいけない課題だろうと思っておりまして、そういうことは最終的に利水に限らずいろんな場面で出てくるだろうと。従って検討できることを最大限トータルしてやりながら、最終的にそういう検証をしてご意見を申し上げていくべきではないかというふうに整理してきた訳ですし、また当然今回の議題についてはですね、洪水対策というようにやるのがまだまだいっぱい当部会としてはあるわけですし、そういう意味でいきますとちょっと今回の判断というものはこれは私が欠席してこんなこと言っただけは失礼なんですけど、ちょっと理解できない部分が正直言ってございます。ただ、もう一つ大事な点はいわゆる後で私も議事録読ませていただいたわけですが、例えば検討委員会と部会の在り方についてもですね、多数決を採るべきかとらないべきかという論議がされております。その中で最終的にはいろんな皆さんからの意見があったわけですが、宮地委員長が部会と委員会の関係は細心の注意をはらうけれども最終的には委員会であると、こういう集約したかどうかは知りませんが、そういう発言されてるわけです。ということになりますと、この部会としては本当に今まで自由活発に率直に白紙の段階からそれぞれの課題を出し合っていたいただいて検証してきたわけですから、そんな意味でいきますと最終的に検討委員会としての方向が最後は委員会で、数を含めてですね、検証するということになりますと、ちょっと部会の位置付けてるのはなんなんだろうかなということも率直に私は思っております。そんな感想も付け加えましていづれにしても検討委員会で決まったこととしまして、皆さん方からもご意見いただきたいわけとございますけれど、そういう方向で今日は経過報告のみというふうにならざる得なかったということは、一つ私も午後どうしてもいれなかったということで欠席したということで皆さん方にお詫びを申し上げたいというふうに思っております。そんな経過を申し上げまして皆さん方からそれぞれ今の報告に対しまして何かご意見ございましたらお出しをいただきたいと思っております。

よろしいですか？はいどうぞ、丸山委員。

丸山委員

この決定については今から口を挟むということは言うつもりはないんですけども、一つ今、部会長さんが最後に言われた、あくまでも検討委員の考えを優先していくというようなお話があったというような部分については一言ちょっとお願いをしておきたいなところがあるんですけども、前にこの話が出たときにも話をしたんですけども、部会の意見を尊重というのをそれをそのまま通せという意味合いではなくて、少なくとも部会としてある程度の方向が出たとしたならば、当然その中にはそれでなかった、それでないほうが良いというような意見も当然あるわけだと思っておりますけれども、そういったものをひっくるめてそういう考えをいただいたけれどもこの点についてはこういうことで検討委員としてはこちらの方を選択したいといったはっきりとした説明をですね、少なくともいただけるように、そういったことだけは検討委員会の責任としてその責任だけは果たしていただきたいなというような気はします。当然、前知事のその脱ダム宣言から始まった部分で始まったこの部会なんですけれども、基本的にはやはり河川法が改正されてから地域住民を交えての意見を吸い上げる中で、治水・利水について考えていこ

うという流れになっていることも事実なので、いいかたちにはなってきたとは確かに思うんですけども、それが先程以来の多数決というようなかたちで決定していくことになると、じゃあその委員については公平な目で、変な言い方すれば5対5の委員さんから始まって、コマの取り合いじゃないですけども、じゃあ賛成してた人が反対に廻る、反対してた人が賛成に廻るというやりとりの中でやるのが良いことなのかなと考えたらやはりそれはちょっともともとのこの考え方の精神からいくとちょっと違うのかなというような気がしますので、やはり治水・利水の考えというのは基本的には少なくともそこに住んでいる人たちの意見をどのようなかたちで反映するか、反映できないのであればそれなりのやはり納得できる理由をいただきたいというのがそこに住んでいる人間たちの気持ちだと思いますので、その点についてはやはりしっかりした配慮をいただいて、検討委員でのその決定、それからその上についてる知事さんの決定についてもやはりそういった責任説明がはっきりそのそこに絡む住民に対して、100%納得するというかたちにならなくても、少なくとも誠意を尽くしたかたちの中で話をさせていただけるようになってことだけはきちんとしておいていただきたいなという気はします。

竹内部会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

小林委員

これは質問じゃなくて意見なんですけれども、ダムを検討委員会の条例ですね、何だか条例にこれは全然中止するという中で条例には全然触れてないんですけども、条例があまりにも権威がなさすぎるというような感じがするんですけどもね。それは私の意見でありますけれども別に質問でもないのだから回答いただかなくても結構でありますけれども、せっかく作った条例が知事が失職したからどうのこうの、それでその条例がもう知事が決まるまでそのまま一時休止というそのあまりにも条例に権威がなさすぎるような感じがするんですけど。もう一つは先程特別委員は特別公務員だから選挙運動にどうのこうのというお話があったんですけども、そうすると私も辞令をもらっている関係で今度の知事選はもちろん、県会議員の補欠選挙もあるわけですけども、そういった場合の役職も全部やることはできないというように解釈しなければいけないわけですか？それをちょっとお聞きしたいです。

竹内部会長

その件は後でまた、詳細に説明がありますので。

小林委員

そうですか、わかりました。

竹内部会長

そのときに質疑をお願いします。

他にございますか？はい、松島委員。

松島（信）委員

今、丸山さんが言われたことなんですけれども、この前、砥川・浅川部会が終わって、報告書が出て、それを検討委員会で議論しました。その結果、ご存じのように両者ともダムのない案で河川改修その他でいくという結論が出ました。そのとき、砥川部会の部会長であった宮澤委員さんがこれでは納得できないから直ちに部会を開いてという意見が出ました。でもそれは答申がその日の内に出されたからできなかったということで、大変不満が残るという意見が宮澤部会長の方から強調されました。そういうようなことに絡んで、部会報告を受けた答申が出たところで、部会へ戻ってもう一回それを説明責任果たせという新しい流れを提案しているのかどうか、確認しておいた方がいいと思うんです。今までの浅川・砥川の方式でいいのか、ということに絡んでです。

竹内部会長

それに対して意見をいただきたいということですか？

松島（信）委員

はいそうです。この部会としてはどうなのか。いや、丸山さん一人だけの意見だったらどうなのかわかりませんが、この部会は特別委員の場合、吉川さん以外はダム推進ですから。その場合、今のような意見に対してどういうように今、皆さんが思っているかということです。

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

今、松島先生、吉川さん以外ダム推進だと決めつけられましたけれども、私は決してそうではまだない部分の方がまだたくさんあるんじゃないかと思って考えているんですけれども、その部会に対しての責任というよりも、その地域に対しての、当然答申受けた後に判断して、その後浅川・砥川ではないですけれども、当然それなりの枠組みってものを示していただけたらと思うんですけれども、それを示していただけるときに、やはり部会で論議してきたことっていうのは、この部会の委員だけでなしに、やはり一般の皆さんからの声を吸い上げる中で、私たち委員としてもそこかしこでこの部会のお話をする中で、ああじゃないかこうじゃないかというような意見も当然住民の中から聞いてきて、そういったものも反映しながら話をしていくつもりですので、少なくとも部会から上がったものっていうものについては、決定した部分ではなくてその過程のことも含めて検討委員の方でもしっかり検討していただいて答申を出していただきたいと思うんですけれども、その部会に対する責任説明というよりも、地域に特に流域住民に係わる流域住民の人たちにこういったかたちで答申を出すについて、この部分については部会の集約された意見からは違う部分が当然出てくると思いますので、そういったことについてははっきり理由といったも

のを説明していただきたいというような、浅川・砥川の場合も単純にいうとダムによらない改修案というような、聞き方によっては本当に単純明快なことなんですけれども、その一言に片づけられちゃった部分で、その部会とかその住民の中でまだ納得できない人たちがいるということだと思いますので、枠組み云々というのは当然その答申が出た後に考えていただいても結構だとは思いますが、少なくともそここのところでは具体的にこの点についてはこうだ、この点についてはこういうことなんですっていうことだけはやっぱりはっきり説明をいただかないと単純にそういったものがなしに決められて最終的にこうなりましたということだけではせっかくこういうものを積み上げてきた価値はなんだったのかなというような気持ちはやはりこれに携わってきた一人として感じざるを得ないような気がします。

竹内部会長

他によろしいですか？

はいどうぞ。松島委員さん。

松島（貞）委員

私、当日は検討委員会に参加して今説明のあったようなことで発言をしておりますが、若干経過に触れておきたいと私は思っておりますが、私はもともとそこにもありますように前日も言いました通り、知事が失職するというような脱ダム宣言を発してこの条例ができるきっかけになったその知事が不信任というかたちで失職するという極めて異例な事態になったので、当然それによって生まれた委員会ですから、凍結するというのはという意見をずっともっておりましたが、実は検討委員会は私みたいな意見は少数意見でございました。小林委員が言われた通り、条例がこうあるので、条例通り粛々とやるべきだという意見が多数意見でございまして、そういうことで始まったわけでございます。そういうことで検討委員のほとんどの皆さんが、私どもは長野県の知事田中康夫さんであろうが誰だろうが長野県知事に委嘱され、条例に従ってやっている部会、委員なんで粛々と委員会は審議していくべきだというのが大数の意見でありました。ところがその日に6月県会で知事が示したという浅川と砥川の答申を受けた枠組みという資料が提出されて、その話になったわけでございますが、その中で実は特に郷土沢もそうなんです黒沢もそう、生活貯水池ダムというところは特に利水の問題が中心になるわけでありまして、利水に対する県の見解は浅川と砥川の枠組みの中にも示されておりますが、そういうことで県が積極的に支援するというのでいいのかどうかということを高橋部会長、黒沢川部会の部会長がつめたところが、県の方からは知事がいない段階で政策的な課題については私どもでは答えられないということでした。政治的な判断ができなくてあくまで浅川と砥川の枠組みについてのこれは資料であって、その他については私どもでは答申を見なければ答弁できない、答弁というのが答えられないということでしたので、知事が方針を示さなければできないことが多すぎるのに、知事がいない段階でこれ以上審議しても無駄でもあるし、審議することはできないというお二方の部会長さんのご意見でございまして、全員が今の段階の県の答弁ならばこれはもう新しい新たな知事がやっぱり判断しなければならぬ課題が多すぎて、今委員会として審議してもその審議が新しい知事によって全く方針が違うことも考えられるので、とにかく9月1日までは凍結しよ

うという結論になったわけでございますのでお願いをしたいと思います。それから部会の今話が出ましたが実は端的に申し上げますと、特に生活貯水池ダムのような黒沢にしても郷土沢にしてもダムからの利水の取水というそういう結論が出る可能性の流域が端的に言えばあります。部会ではそういう意見が出てダムから取水しろという、もしまとまった場合に部会の意見を尊重することはわかるんですけども検討委員会の中でですね、そうじゃなくて違った方法を考えていって結論が違ふことが予想されます。そのときにどうするのかということが実は五十嵐先生の方からもルールの話で出まして、基本的にはよく部会とはキャッチボールしながらやるけれども、最終的には検討委員会の意見で決めるということでございますので、ということは確認しておいた方がいいし、大方検討委員の皆さんはそういう意見でございました。従って部会の意見と検討委員会の意見が違ふということは想定された場合は検討委員会の意見がということで今松島先生が言われたのは、その場合に再度部会の皆さんに報告する、検討委員会の意見と部会の意見が違ふときにもう一回部会を開いて部会の皆さんに報告する、そういうことが丸山さんの意見に含まれているのかどうかということを確認されたかどうかと思いますが、一応そんなことでございました。ただ、部会の意見を尊重するというについては竹内部会長からも郷土沢川部会の意見として挙げられているので、そのことは十分検討委員会でもわかっているというふうにご解釈をお願いしたいと思います。以上でございます。

竹内部会長

はい、他にこの件でございますか？よろしいですか？

はい、丸山委員。

丸山委員

今の松島委員さんのちょっと言われたことにお答えするかたちにもなるかと思いますがけれども、前にも言ったんですけども、部会というのは私はあくまでも検討委員会がその地域の部会の治水・利水の案をどうしていくかということのやはりそのたたき台の一つにしていきたいというようなかたちのものなのかなというような気はしておりますので、そういう認識でいますので、部会がじゃあ100%全員ダム造ります、造ってほしいと言ったからといって検討委員がそれをひっくり返してどうこうという問題ではなくて、部会のこの中でも例えば利水のこと一つにしてみてもですね、前回の部会の最終的に絞りこんできたかたちの中には、虻川の取水、それから新たな地下水源というようなこと、それから郷土沢ダムによる取水というような3つくらいに利水についても今絞られてきているような段階かなというような気がするんですけども、仮にこの部会の中で、今の現時点ではダムからの取水が一番ベストだろうというような方向になったとして、浅川・砥川の例もありますので、あくまでもやはりダムには頼らないというかたちを検討委員が出したとすればですね、当然その代替りのものとしてその利水対策というものについて検討委員会では郷土沢川部会の考え方を、その経過の中で地下水源についてもっと考えればいんじゃないかとか、もっと簡単な堰を造って表流水から取水すればいいんじゃないかという方向で話をしてくれるのかどうか、その3つのことについてもまだ部会としてもこれから論議を重ねていく段階ではあると思うんですけども、少なくとも出したものと違ふかたちの答申を検討委員の方で出

されるのであれば、検討委員として当然それについて論議したわけですから、その段階でどうしても、例えばダムとすればダムじゃなくて表流水から採りましょうという話、表流水、地下水源からいきましょうという話になったのかどうかということだけはやはり説明をいただかないとやっぱり審議に携わった私たちとしたら、何ヶ月か重ねてきた今までのものは何だったのかなと気持ちが残るのは仕方がないことだと思いますので、組織の形として上で結論出すのには口を挟むつもりはないですけれども、少なくとも部会の方向から違ったかたちで答申を出されるのであればそれなりの説明というのはやはり部会を含め、やはりここの地域住民に対して説明があって然るべきものだなと、その点だけはやっぱりしっかりやっていただかないとこれからその住民の意見を吸い上げて上へ上げていくというような一つの政治手法みたいなものというものの在り方もきっと問われてきちゃうんじゃないかなというような気がしますので、こういうかたちのものができあがったということは確かに評価したいし、住民として歓迎すべきことだと思いますけれども、そういったものが結局はなんか上でみんな決めて結論づけられちゃうんだよというかたちで終わってしまうのであれば、何かせつかくいいかたちのものができたとしても、これから続いていくものになっていかないんじゃないかなとそんな気もしますので、そこら辺の配慮だけはやっぱりお願いしたいと思います。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

今の丸山委員さんの意見はその通りなんです。ですけれども、私の言いたいことがまだ皆さんの方に伝わっていないように思いますので付け足して意見を言いたいんです。今の郷土沢部会の議論の進め方、やや不満です。どういう点が不満かといいますと、ここの部会で計画されたダムから水道水を取るという今までの案がもう最高にいいと。だからそれだけを議論すればいいというような意味の発言を直接言うわけではないんですけれども、どちらかというところの方はそのようなことに対する積極的な良い点とか、または悪い点とか、そういうことを出して議論することによって消極的です。委員の内、多くの方がどちらかと言えば黙っています。ですから一体これはどういう部会かなと思っちゃいます。今度はダムに対してそうじゃない案が仮に出てきたとします。じゃあ地下水をどうするのかという案が出てきたとします。じゃあそれに対しては、議論をそんなにする必要ないじゃんというようなこと言うような人はいないと思いますが、これまでに議論することがあまりないので、なんか糠に釘ですね。それじゃあ良くないと私は言いたいんです。つまり、もうこのまま黙っていればダム、そのこと一本にほとんどの人の意見が集中するんだから、そういう意見が部会から出ているという結果になるだろうというような見通しは、それはあってもいいんですが、しかし、いろいろな複数の議論をきちんとそれぞれの立場のところで言って、そしてそういう話し合いのできた中で一つの案がこうだ。もしダムがない場合はこういう案もあるんじゃないかと、それに対しての良い点と悪い点はこうだと、そういうようなことをこの部会の中の報告書として出ていくようなかたちでないと、何のための部会かと思えます。今、丸山さんもこれは部会の特別委員じゃなくて地域の人意見も反映するかたちで言っている

んだよと言われますね。だから地域の人がそれじゃあ今のような形だとすると、ほとんど全員がもうダムが決まっていたんだからもうそれ以上の、それ以外の意見を言う必要はないと、こういうような流れになったら、これもおかしいんじゃないかなと私は思います。

竹内部会長

部会長の進め方が悪いということですか？今の言い方は。

私はそういう風に進めてきたつもりですけども皆さんどうですか？

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

いろいろご意見をお聞きして頭の中を整理していたんですけども、この前も私申しましたけれども、ここの場の今までの話し合いというのはとても大切なことで、本当にいろんな枠と言いましょうか規模の中で言うと本当に民意がどこにあるのかということも難しいことですけども、ここに豊丘村民の民意があるとも思いませんし、この地域、まあ下伊那という表現がいいんでしょうか、飯田地域という表現がいいのでしょうか、そのもう一つ先の皆さんの民意がここにあるかということもそれわからないと思います。そういう意味で言いますと長野県の県民の皆さんはこの郷土沢ダムの問題をどう捉えてるかなというそういう部分においても大変、どういう立場の中で私たちは話をしているのかなというところをあるとき考えなければならない時期がくるというふうに思っていたんですけども、それはもう少し話が進んでいく中で例えば県の財政のことですとか、環境問題ですとかという大変今ここでダムが良いのか地下水が良いのかという具体的なこととは違ってもう少し抽象的かもしれませんが、ある意味ではモラルと言いましょうか、そういうところに入っていった時に今ここまで進めてきたものが土台となって基礎となっていくと思うんですけども。逆に今までの論議ですとか、数値の扱いですとか数字に関する考え方そのものもモラル的なもの、基本的な考え方的なものができたときにやっと再評価されるんじゃないかなと今は感じるんですけども。そういう中で先程もお話ありましたけれども、県議会が作った条例によって動き出した部会ということを考えますと、この前も申しましたがこの部会は選挙に関わらず私は動いて欲しかったかなというふうに思います。というのはもっと時間が必要だと思っていますので、論議は進めていって欲しかったと思います。結果としてここの部会で幾つかの案を出した場合に、それを県のその仕事を執行する知事が又は中間にある委員の皆さんがどれをこう選ぶのかは別にして、ここで私たちは具体的な案をきちっと出したかったなというのは未だに変わりません。この抜粋を読ませていただきますと、そういう意味ではそういう思いの方もいらっしゃるんだなということ、それからそれぞれの部会を運営をされる部会長さんにもそれぞれのお考えがあるんだなということはわかるんですけども、結果として止めるということ自体は私はとても残念です。まさに選挙中でもこの部会は進めていく中にこそ意義があったんじゃないかなと私は今考えます。それで最終的にこのダムがどうなるかという部分、又は豊丘村の治水がどうなるか、利水がどうなるかということはやっぱり2局面に分かれてくると思うんですね。利水としては水道事業者の責任という部分がクローズアップされてくるはずですし、やっぱりそれは今の行政形態から言ったらごく当たり前だと思います。それに対して県という立

場、国という立場でどれだけの補助をつけるかという部分が出てくるんでしょうけれどもあくまでも事業主体は豊丘村にあるんだと私は思います。そういう意味での認識を少し皆さん方、豊丘村民の皆さんに出てくるんじゃないかなということを期待しております。まさに補助があるからやっちゃおうよという感覚はそろそろ脱却しなきゃいけないと思いますし、もっといいますと豊丘村の水の硝酸値が上がったのは誰がやったの、水が飲めなくなっても国や県の補助であんた方水道水作ってもらって飲むの？という論調が出てきていると私は思っております。その辺を私たちはどう捉えていくかというのもこの部会の大きな責任だと私は思います。そういう意味でダムを造れば良い水が取れるというのはもう少し先の話になりますけれども、順当に進んでいけば県政ですとか、県の財政ですとかそういう部分のところでもう少し幅をもってと言いましょか、モラルをもって考える時期が来るんじゃないかと期待しておりますので、この1ヶ月程の動き、それからもう一つ、最悪考えますと知事になられた方がどういう結論を出すかわかりませんが、最悪終わりにしましょうと言われればそれで終わっちゃうかなと。もう少し先を考えますと当然いるんな方が県の議会の他で話をしていく中でやっぱり終わりにしましょうよという結論が出る時を大変私は悲しい事態がこないように考えておりますけれども、是非ある意味ここは豊丘村の議論の場でもあったと思いますし、これからもそういう意味でここは進んでいって欲しいと思いますので、もし万が一一部会が閉じてしまってもこの話は豊丘村の中ではある程度の方向の結論が出るまで進めていくべきじゃないかなという思いでこれからあとどうなるかわからない結果を見ていきたいなと私は思っております。以上です。

竹内部会長
松岡委員。

松岡委員

また元に戻ってしまうかもしれませんが、今のお話で皆さん豊丘村の流域にお住まいの方のひとりひとりのご意見がですね、豊丘村民の皆さんの民意であるとは思わないというようなご発言がありましたけれども、私自身は村長さんも民意を持っておられるし、吉川さんも民意をもっておられていろいろな民意があると思います。それが多数決になればどういう民意になるかというのはそれは出してみないとわからないことですが、皆さんひとりひとりが全員の民意を代表してるかどうかはわかりませんが、豊丘村民の民意であることは間違いないという意識を持って発言していただいているんじゃないかと思います。それぞれがお前がそんなこと言ってもそんなことは豊丘の村の民意じゃないだろということではなくて、農業なら農業やってる人は農業やってる仲間たちといろいろ話す中でそういう中の民意を話しているでしょうし、建設会社なら建設会社をやっていけばその中の民意を話すると、それぞれが違っていてもそれぞれひとりひとりが発言されることは皆私は豊丘村の村民の方々のいろいろな民意のうちの一つだというふうにこの部会では聞かせていただいて、部会の報告をまとめるときの役に立つことがあれば役に立てようと思っております。ですから皆さん、自分は民意だ、全部代表してるかどうかはともかく、少なくとも自分の周りの人たちの民意を代表してしっかり発言しておかなければということで、プライドを持って民意の一つであるということを考えて発言していただいていると思

います。それと話が途中から違う方へ行っちゃったんですが、丸山委員さんが流域住民が納得できるようなかたちでの答申にさせていただきたいと、少なくともここでもし意見が分かれたりしたらですね、それは多分浅川と砥川の答申がああいうかたちで出されて、ああいう時間帯に知事に報告されて、それではいいということになったということを見ておられるからだと思うんです。で一つ押さえておかなければいけないのは、ではその答申の中で納得できるような説明のある文書といえますか、少なくとも砥川と浅川の答申、全く同じものが出たわけでありますけれども、そんなのでいいのだろうかという思いがきっと丸山委員さんの気持ちの中にあるのではないかと思うんです。私たちも委員の中にはですね、私も含めて、ではじゃあそこまでやってきた浅川と砥川で真っ二つに分かれてああいうことになった、その現状というのをどういう風にくんで何が最重要点、或いは3つなら3つあればこれが重要点となったからこういう結果になりましたという説明になっていると思っております。そういう意味では丸山委員さんの言われた流域住民なり、この部会が部会の成り行きを見守ってきた流域住民の皆さんがわかりやすい、納得いく、そういう理由を優先して、例えば財政ならば財政を最優先したからダムは造りませんよというんであればはっきりとそれがわかるように書いてほしいとそういうことだと思いますが、それをその答申の中でわかるように説明するのでよいのか、その答申が出た後この部会を開いてもう一度議論するのかとその2つくらいははっきりしておかないと今のわかるように説明してほしいというところのあれがわからない。でそここの結論が出ないまま次の方へどんどん議論がいつてしまいましたので、どちらかはっきりしていただくとその話はここでああもう一度開けと言っているのか、答申の中ではっきりと文言としてわかるような説明を加えなさいということを要求しているのかというのがわかると思うんですが、その辺はどうでしょうか？

竹内部会長

はい、丸山委員。

丸山委員

私はもう一度部会を開いてもらいたいという気持ちよりも、その答申の中で謳っていただいた方が全員の目が届くということでそれが一番じゃないかと今考えております。

竹内部会長

それじゃあいろいろご意見もあろうかと思えますけど、時間の都合もございますので先に進めさせていただきます。いずれにしても結論先にありきどっちもそうなんですけど、ということじゃなくて一つずつ検証していくというスタイルでこの部会は進めてきてますので、まあ条例の船主がまさに私は住民の皆さんの意見を尊重する部会こそまさにあると。部会がやはり何のためにやっているのかということやはりお互いにこの部会だけはしっかりと位置付けながら検討委員会の方に尊重していきたいと、そのためにはひとつひとつ皆さん方に検証いただいてこれからもしっかりと対処していきたいと、まあそういうことで挑んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いをしたいと思います。

それでは続きまして、先ず公職選挙法のことについて先程もお話ございましたけれども、そ

の点についてもう一度詳細について事務局の方で説明をお願いします。

田中治水・利水検討室長

それでは公職選挙法についてということで、先日の25日の検討委員会でもお話ししたんですがその内容についてもう一度お話しします。

選挙管理委員会の方に問い合わせた内容ですけれども、基本的な考え方としては治水・利水を審議するという検討委員会或いは部会の目的に沿って政治的な意図なく検討が行われるのであれば何の問題はないということです。それで審議の中では特定の候補者又は候補者となろうとする者を支持する、或いは支持しないとか或いは、特定の候補の政策を支持する或いは、支持しないというような政治的な意図と捉えられる恐れのある発言は公職選挙法に抵触する恐れがありますので控えていただくのがよろしいかと存じますということです。それから公聴会、実質的に開かれないことですので直接的なあれはないんですが、公聴会につきましては不特定多数の住民の皆様が集まっていたら、治水・利水についての意見を述べていただくものでございますが、実際の発言内容が特定の候補者の支持、擁護或いは反対に誹謗、中傷などを含む場合は公職選挙法に抵触する恐れがあると。また公聴会ではそのような発言内容は制限することは難しいと。また、発言内容を制限するのは公聴会の主旨からしても望ましくないものと考えられます。それが一点。もう一つは公聴会の場合県や市町村の所有、又は管理する建物において、選挙運動のためにする演説、或いは連呼行為、こういったことは法定の個人演説会等を除いてはできないこととされております。こういったことから選挙が済むまでの間の公聴会の開催については慎重を期す必要があるというのが見解です。それと先程もちょっとお話出ました検討委員会の委員及び部会の特別委員の方は地方公務員法の規定により特別職の公務員にあたるということで特別職の公務員としての地位を利用して選挙運動をすることは禁止されておりますということでご留意いただきたいということでございます。以上の点から条例の主旨にそって審議を進めていただくということなんですけれども、いろいろ状況変わって参りました。各部会における留意点としてちょっと時点的には若干古くなった内容ですけれどもこういったことでご説明して参りました。以上です。

竹内部会長

はい。

ただいまの説明につきまして小林委員、はい、どうぞ。

小林委員

もうちょっと具体的にお伺いしたいんですけれどもね、例えば下伊那で今度県会議員の補欠選挙が行われますよね？そのときに後援会で役員として活躍する分にはいいと思うんですが、これが選対に切り替わって選対の例えば豊丘支部長だとか副支部長だとかそういった役職は選対になればできないというように解釈してよろしいんわけなんですか？あの告示された場合、その前の後援会は別に問題ないと思うんですけれども。

田中治水・利水検討室長

私たちも選挙管理委員会の専門家でもないのでもっとその辺についてはですね、難しい部分があるかと思しますので、確認してお返事しないと、これで簡単にお返事できないと思しますので、また後ほど確認したいと思します。

小林委員

わかりました。またこちらの方からその時点になったときに電話か何かでお聞きします。

田中治水・利水検討室長

できれば確実な方たちでお願いしたいと思しますので、そうしていただければありがたいと思します。

小林委員

具体化してははっきりした時点で、お伺いします。

竹内部会長

はい、吉川委員。

吉川（明）委員

今のこと小林さんのご心配の通りだったものですから、私も今朝ここに来る前に選管の方に連絡をとりましたところ、特別公務員だということで今おっしゃられた通りのことを確認したんですが、選挙に関わることをすみません、幹事の皆さんにお聞きしてもそれは責任ある答えがないと思しますし、もし答えを聞いて動いた人があの人言ったからと言っても何も責任の全うにはならないですので、多分個人個人の立場で自分がそれから、その時点から起こす行動について選挙について起こす行動についてはそれぞれがそれぞれの立場で、わからなければ選管に問い合わせるというやり方でやるべきであって、部会員がどうのこうのということでは私はないと思うんですよね。基本的に今おっしゃられたように公務員の公民法の枠の中にいるということは自然人とは別だということだけはどうも間違いないようですので、あと役員になったらとか、事務局だからという部分になりますと大変どうもそのこと自体だけではなく、その中でどんな行動をしたかによっても大変どうも違うようなことがあるようですので、多分それぞれのお立場で確認をしながら動かないと後からだったよということになる可能性がどうもあるようですので、一応お問い合わせをしたところでは個別に問い合わせをしてくれというお答えがありました。

竹内部会長

はい、ありがとうございました。

よろしいですか？疑問点ありましたらそういうことで個々に問い合わせさせていただくと。基本的に私の解釈は、こんなこと勝手なことといいますけど、地位利用とか、肩書き利用とか或いはそのこういう委員をやってるからこういうことですかということをしやべったり、そのような特定な誘

導するようなものについてはこれは基本的にだめじゃないかなというふうに私は解釈してますけど。一つづつまた事例があるたびに確認していただきたいというふうに思います。それではよろしいですか？はい。

じゃあ続きまして前回の部会にて一つ目の論点「水質・水源対策の検証」がまとまりましたけれども、まとまる過程において委員の皆さんからそれぞれ質問がありました。この件について今日は資料が提出されておりますので幹事の方からご説明をお願いをいたします。また26日に行われました下流断面の測定の結果報告についてもお願いをいたします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

資料1、2の関係につきまして、建設事務所より説明いたします。

まず資料1のかんがい用水への補給につきまして、田島委員さんからのご質問でございます。1番目に郷土沢ダムの補給対象となる慣行水利につきましては、竜東一貫水路より上流の次の井水について対象としております。日焼田下井、下田井、下垣外井、堀越大井以上の4つでございます。堀越大井につきましては、芦部川からの取水を基本として不足した場合は郷土沢川から取水をするということで同意しているということでございます。それでこの補給方法なんですけど、次の2番目に書きましたけれども、特に湯水時においてかんがい用水の不足分を補うことができる計画であるにご理解願いたいと思います。

続きまして資料2につきましてご説明いたします。

7月26日に測定をいたしました。このとき出席委員の皆様は、吉川村長さん、田島委員、川中島委員、池野洋一委員、吉川委員、丸山委員さんをご出席なられまして現地を測定して確認をさせていただきました。次に4つ断面図をつけてございますが、例えば200のポイント、これが現地で確認した数字でございます。この中で、右上のところは流下能力算定ということで計算をさせていただきます。200につきましては流下能力137m³/sあったということでございます。442のポイントにつきましては、ハイウォーターレベルの考え方なんですけど、前回桁下60cmの位置に示したわけなんですけど、ケーブル管がありまして、ケーブル管から約1.1m下の位置、これが丁度直壁と斜めの壁の境にありまして、ここをハイウォーターレベルの評価といたしましようということで流下能力を算定してございます。流量は158m³/sという数値が出ております。その次660.3、937.9というポイントをそれぞれ算定してございます。それでこの中で河床勾配という数値がございまして、これも現地でそれぞれのポイントの上流側を測定したわけなんですけど、200につきましては1/92、442につきましては1/38、660.3につきましては1/98、937.9につきましては1/100というかたちの現況の縦断測定の結果が出ました。それでこの結果と私どもが評価した数字の違いなんですけど、流下能力に評価した縦断勾配の設定の考え方につきましてはある程度一定区間を設定しております。洪水流ではある程度の水位を持つ連続した流れであり、短い区間の勾配に影響される流れではないという考えの基に設定しております。そういったことで下流の2断面につきましては1/84、上流の2断面につきましては1/48という数値を設定しております。以上が現地調査の結果でございます。

宮下飯田保健所環境衛生課長

続きまして資料3でございますが、この関係は食品環境水道課急用で欠席でございますので飯田保健所の宮下でございますが、私の方から説明いたします。吉川明博委員さんの方から金原ダム、多目的ダムでございますが、水道利用されてないと聞いたがというような質問でございます。そこに資料が町の方から出てきているところでございまして、金原ダムの取水計画ということで、水道事業の経過と水源確保の必要性ということで、そこに記載してございますが、昭和54年に湯の丸簡易水道を除く全地域は東部町の上水道と統合して簡易水道の一体化を図ってきたような状況でございます。水源の水量といたしましては76%地下水で頼っている状況でございますが、この地域と同じように記載してございませぬが亜硝酸が出てる状況でございます。そこにもございますが今後予想される人口の増加、工場の誘致、下水道の整備等による水使用の増加に対処すべく水源の開発を行うんだということでございまして、具体的には金原ダムによる水源の確保を計画したということでございます。県が施工いたしますダムに参加いたしまして、一日1000m³の用水を確保したいという内容でございます。その事業認可でございますが、平成11年に認可の変更をいたしまして計画給水人口は27,400人、一人一日最大給水量が594ℓ、一日最大給水量が16,300m³ということで、そのうち1000m³を金原ダムから取水すると、そういう事業認可になっております。ただ現在のところ金原ダムから取水してないという状況でございます。そこで括弧3番は水利権の関係でございますのでご覧になられたいと思っておりますが、その取水しない理由なんです、経済の低迷等によりまして工場の使用量が伸びないというような状況、また一般家庭の使用量も下水道の普及の割には伸びてないという状況で現在は取水をしてないという状況でございます。しかし現在4箇所の井戸で対応しているところでございますが、亜硝酸、硝酸等が出てる状況でございますが、これが高くなってくれば井戸の水源が使えなくなるような状況も考えられるので、ダムの方の使用を考えたいということを町の方で言っているような状況でございます。以上でございます。

西元河川課計画調査係長

それでは河川課の方から金原ダムの事業概要等について、お手元にパンフレットを配布してございますのでその中の抜粋ということでご説明申し上げます。1枚めくっていただきますと見開きのページがございまして、さらにめくると全体の細かい点等の概要等がございまして、最初に開いていただいたところに事業の概要、それから事業の経緯というところがございまして、そこから辺の抜粋でご説明させていただきます。場所的には概要図、右側の方にございまして、長野県の地図がありまして、金原ダムの位置、そして下の方に細かい上田市に隣接する東部町、そしてその中の金原ダム並びにその金原川の図がございまして、そしてピンクのマークがありますがこれが水道用水の補給区域、それから茶色い、洪水氾濫防止区域等の記載がございまして、それで事業概要といたしましては左側の方の真ん中のへんにございましてけれども、このダムは治水をまず目的とし、そして今説明がありましたように水道用水の補給というその2つの目的をもった、治水・利水併せた多目的ダムということでございます。事業の細かい内容は読んでいただくとしまして、事業の経過としましては、昭和61年に調査を開始しまして、昭和63年に、当時は小規模生活ダムとっておりましたが、現在は生活貯水池事業でございまして、その事業採択、国庫補助事業となっております。そして平成3年2月に水道事業者と基本協定を結んでおりまして、

平成4年2月に用地補償基準等調印し、そして付け替え道路、工事中道路に着手しております。同じく平成4年11月にダム等建設事業全体計画の認可を得ておりまして、平成5年3月にいわゆる水道水利使用許可、水利権の新規の取得をしてございます。そして平成5年2月にダム本体工事を契約しておりまして、このダムは後で見ただければわかりますが、ここ郷土沢川とは異なるロックフィルダムというダムでございまして、平成8年8月にその堤体の盛立、いわゆるロックフィルダムの盛立工事を開始し、そして平成10年12月に堤体の盛立を完了しております。そして11年10月から試験湛水を始めまして、平成12年3月に事業を完了したとそういう状況でございます。概要については以上です。また、詳細についてはパンフレットを見たいと思います。

竹内部会長

よろしいですか？

それでは今ご説明いただきましたけど質疑を行います。まず資料1のかんがい用水の補給についてご質問ございますか？

はいどうぞ。

田島委員

かんがい用水ということに関連がしてきますのでちょっと質問をさせてもらいたいと思いますが、この仮にダムを造ることになって、そして貯水を始めると。いわゆる貯水を始めるについて郷土沢の流量を全部堰き止めるというわけにいかんのだというふうに思うんですが、維持流量を流しながら貯水をしていくということだと思いますが、このダムに満水状態にさせるまでの期間というか日数というかこれはどのくらいをみられるわけですか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

造り始めてから貯まるまでという意味でございますか？

田島委員

水を貯め出してから満水状態にするのにどのくらいの期間が掛かるのかと。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

この前、流況の説明をパワーポイントで説明させていただきました。要するに余分な水が確保されたときにそれを貯めるということですので、その雨の余分な雨が降ったときにですね、貯めると理解していただきたい。そんなことで何日間で満水になるかというのは、それぞれ現況によって変わると思いますのでそういう理解をしていただきたいと思います。

田島委員

そうするとこの流量というものは流しながらいわゆる貯められる時期に貯めていくということですね？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長
そういうことです。

竹内部会長

はい、他にございますか？では先に進みますがよろしゅうございますね？はい。
それでは次に資料2の7月26日の現地調査の結果について質疑ございますでしょうか？
はい、小林委員。

小林委員

このハイウォーターレベルは現在の流量で計算した場合のハイウォーターレベルだと思います。したがって19m³/s例えば郷土沢川でいきまして、そこで調整した場合は各断面とも流速で19m³/sを割るとその断面だけハイウォーターレベルの線が下へ下がると、こういうふうに理解してよろしいわけですね？そうしますと、この幅から言いまして+200のところではだいたい30cmくらい下がる、それから+442のところでは50cmくらい下がる、660.3じゃなくて937.9のところではだいたいダムで洪水調節をして19m³/s カットすれば30cmくらい下がるんだぞとこういうふうに理解してよろしいでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

このお示した現地調査の結果の図面はですね、現況の流下能力、これはですね、今現在の堤防の高さから60cm余裕高を引いた高さの線をここに記載してございます。だから現況はこのくらい流れるんだと、そのような図を示したかたちでございます。確かにダムを造ってダムカットすればですね、この水位が下がるわけなんです。それは今言った30cm、50cmそれぞれ各断面で違ってきますので、そういうご理解をしてください。

小林委員

よくわかりました。

竹内部会長

よろしいですか？

小林委員

結構です。

竹内部会長

他にございますか？よろしゅうございますか？
はい、吉川委員。

吉川（明）委員

先日、私も一緒に測量に参加させていただいたんですけれども、確認なんですけれどもこの今回、今日お示しいただいたこの各数値、それから前回第7回でお示しいただいた数値、それから第6回で示していただいた数値が結局3種類出てきたわけなんですけれども、私は素人考えですけれども、この計画そのもののスタートは測量を最初にしたのが平成3年というように聞いておりました。その後、この第7回で示されたこの数値は平成5年に測量されたものだというお話を聞きました。そして今回、7月26日、平成14年に測量した数値が出てきたわけなんですけれども、測量した数値の違いですね、実際の長さの違いについてもどうしてこういうふうになるのかなというのが未だに疑問として納得と言いましょうか、わかりません。同じところを多分そんなに伸びたり縮んだりしない巻き尺で測っているとは思いますが、当てるところが違うんだよという話をよく現場に行くと聞きますけれども、確かに当てるところによって違ってくるのはわかりますけれども、当てるところがどうしてそんなに毎回違うのかなというのがよくわかりません。測量というものの基本的な技術を私は知っているわけじゃないんですけど、例えば道路工事なんかをやったときに、鉄の鋏というんですかを打ち込んで、そこを基にして測量してあるような跡を見るんですけれども、そういうようなことがあいう堤防の工事ですとか、そういうものにおいては基点としてないのかなというのを今回の一連の中で感じております。もしそういうものがきちんとしていけばもう少し、言い方失礼かもしれませんが、信頼度の高い数値を見られるのではないかなというのが一つの感想です。それと特にこの大変難しいマニングの公式というものがあるんですけれども、この中で扱われる数値、係数と言われる掛け算、引き算じゃないですね、掛け算、割り算の中に使われるもので、河床勾配Iですとか、粗度nというのが6回目、7回目、8回目資料の中で扱いが変わってきております。そして今、先程お話の中では、公式的なお話としては多分初めだと思いますけれども、上流部においては1/84、逆ですか失礼。下流部においては1/84、上流部においては1/48を使っているというお話がありましたけれども、ではその前のところでは公式的にはこういう数字が、例えば第6回の資料によりますと200m地点では河床勾配が1/86、442mのところでは1/45、660m地点では1/42、937m地点では1/74というようにそれぞれの場所場所できちっと違う数字が使われております。それが7回の資料から先程のご説明のあった上流部、下流部という考え方によって、数値が統一されたというように受け取れるわけなんですけれども、平成3年又は平成5年の時点でどういうことを基にしてこういう河床勾配を設定されたかという理由を説明していただきたいと思います。もしそれに基づくような過去の資料等があればご提示いただきたいと思いますがいかがでしょうか？

竹内部会長

はい、どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

一番始めに出しました第6回の資料、これにつきましては間違った検討図を出してしまったと、非常に混乱を招いてしまったということで謝りたいと思います。

それで、その後第7回に出した資料、これが平成5年に測量した資料でございます。この中には勾配とか、数値が出ているはずでございます。それで今回その確認を皆さんでやっていただき、その調査結果を出させていただきました。現地を再確認していただいて、この最後の資料でご検討願いたいというお願いでございます。よろしく申し上げます。

竹内部会長

はい、吉川委員さんどうぞ。

吉川(明)委員

私も間違いをいっばいする人間ですので間違っただと言われるとそれ以上言いようがないんですけども、一つお願いしたいのは、間違っただでは済まない部分もあるということを一ご承知をいただきたいと思います。もう一つ、粗度についてもご説明の通り今回変わってきておりますけれども、この粗度という数値が大変最終で出てくる流量 Q を大きく変化させるということは、このマンニングの公式の大きなポイントじゃないかなと私は考えております。

例えば8回、今回示されました資料の660m地点の粗度 n が、今回0.035になっておりますが、前の資料では0.03なんです。0.03の数字を使って660mの今回の測量値を入れますと、流量121ではなくですね、きちっと138という水をですね、安全に流せるだけの堤防であるということもあるわけですね。0.005という数字をここで加えたことによってですね、計画がきちっと肯定されるわけですね。この数字の操作というものを感ぜざる得ないということをはっきり言っておきます。それが結果として間違いでしたという言葉で言い換えられるのは本当に間違いだったのだろうかという思いを募らせる一つの大きな要因でもあります。この問題は間違いでしたではすまないと思いますので、最終的なお話の中のところまで持ち込む可能性もありますと私は思っております。しかしこれだけで話を詰めていっても発展的ではありませんので、この流量に関してはかなり安全な堤防であるなということ今回の調査で私は感じております。例えば30cmの差というものができておりますけれども、30cmのコンクリートの胸板と言いましょうか、縦の壁を造ればクリアできるのではないかなというのは率直な感想です。これは引堤といって堤防を広げていくという方法よりもずっと合理的で地域の皆さんに迷惑が掛からないと思いますし、都市部においては極当たり前に行われていますし、近隣でも行われていますので、こういう方法を考える方がとても合理的じゃないかなというのを今回感じました。ということでこの周辺におけます河川の安全量について私はクリアしたと、安全であるということを考えて今後の利水の問題に入っていきたいなと感じました。以上です。

竹内部会長

はい。よろしいですか？

はい、では幹事。はい、どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

一言だけ補足させてください。今回お配りした第8回郷土沢部会の資料、これに基づいて、現

況流下能力の評価をお願いしたいと考えておりますので、これに基づいて今後も説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

竹内部会長

他によろしいですか？なければ資料3に移ります。

資料3、金原ダムについてご質問ございますか？よろしいですか？

じゃあなければ先に進めさせていただきます。あと日程。

それでは事務局の方で説明をお願いします。

田中治水・利水検討室長

9月以降の関係になりますか、お手元に9月の日程表の ×と言いますか、ご都合についてお配りしてありますが8月5日までに検討室の方へ送付と言いますか、提出お願いいたします。また日程等について相談させていただきたいと思っております。以上です。

竹内部会長

はい。

それではその件よろしく申し上げます。この日程表を出していただきたいということです。

それでは今日予定してました議事につきましては以上でございます。本日の部会を終了させていただきます。尚、期間があきますので、これまでやってきたことを一つ忘れないように復習していただいて、一つ次回に挑んでいただきたいということを強調しておきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上を持ちまして部会を終了させていただきたいと思っております。どうもご苦労さまでございました。

< 終 了 > (1 1 : 5 5)

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印